

重信川右岸地区活性化計画の変更について

平成 21 年 2 月に策定した「重信川右岸地区活性化計画」は、上重信地区の景観・生態系保全整備と平成 23 年 3 月に牛淵西地区の基盤整備を追加して事業を実施していましたが、牛淵西地区の事業量について、一部区域で事業の同意が得られなかったため、事業量を 0.3ha 減じる（当初 7.5ha→変更 7.2ha）必要が生じたことから、実施要領第 4 の 5 の変更（事業活用活性化計画目標の変更）に該当するため、今回計画の変更を行いたい。

なお、変更地区の概要は、以下のとおりである。

地区名	事業名（事業メニュー）	事業内容	実施期間	全体事業費	交付限度額	事業活用活性化計画目標
上重信	景観・生態系保全整備 (景観・生態系保全整備)	泉及び周辺整備	(〃) H21～H25	(150,000千円) 127,500千円	(75,000千円) 63,750千円	農山漁村景観を活かした 取組の増加 5回
牛淵西	基盤整備(区画整理)	区画整理	(〃) H23～H25	(140,000千円) 72,600千円	(70,000千円) 36,300千円	(7.5) 区画整理 A=7.2ha
計			(〃) H21～H25	(290,000千円) 200,100千円	(145,000千円) 100,050千円	

上段：変更前

下段：変更後

しげのぶがわうがん
重信川右岸地区 活性化計画

愛媛県
愛媛県東温市

平成21年 2月 (当 初)
平成23年 3月 (第1回変更)
平成26年 1月 (第2回変更)

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1)法第5条第2項第2号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニの別	備考
東温市	上重信	景観・生態系保全整備(景観・生態系保全整備)	東温市	有	ニ	H21年度～H25年度
東温市	牛湫西	基盤整備(区画整理)	東温市	有	イ	H23年度～H25年度

(2)法第5条第2項第3号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3)関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4)他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし

3 活性化計画の区域

重信川右岸地区(愛媛県東温市)	区域面積	465ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係: 当該区域の面積465haのうち農地面積は310haで67%を占め、就業人口のうち約13%が農業従事者である。その営農形態は、米麦を中心とした農業が盛んであり、裸麦の主要産地として極めて重要な農業地帯である。		
②法第3条第2号関係: 農業従事者の高齢化傾向が深刻な状態で、農林業センサス2005によれば、地区の農業従事者数626人に対して65歳以上が267人(高齢化率 42.7%)を占めている。よって、事業実施により地域農業の活性化を図り、定住を促進することが必要不可欠な区域である。		
③法第3条第3号関係: 計画区域は、市街地を形成している地域は含んでいない。		

4 市民農園(活性化計画に市民農園を含む場合)に関する事項

(1) 市民農園の用に供する土地(農林水産省令第2条第4号イ、ロ、ハ)

土地の所在	地番	地目		地積(m ²)	新たに権利を取得するもの			既に有している権利に基づくもの			土地の利用目的		備考
		登記簿	現況		権利の種類	土地所有者		権利の種類	土地所有者		農地	市民農園施設	
						氏名	住所		氏名	住所	市民農園整備促進法第2条第2項第1号イ・ロの別	種別	
該当なし													

(2) 市民農園施設の規模その他の整備に関する事項(農林水産省令第2条第4号ハ)(※4)

整備計画	種別	構造	建築面積	所要面積	工事期間	備考
建築物	該当なし					
工作物	該当なし					
計						

(3) 開設の時期 (農林水産省令第2条第4号二)

該当なし

5 農林地所有権移転等促進事業に関する事項

事 項	内 容	備 考
(1) 農林地所有権移転等促進事業の実施に関する基本方針		
(2) 移転される所有権の移転の対価の算定基準及び支払の方法		
(3) 権利の存続期間、権利の残存期間、地代又は借賃の算定基準等		
① 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の存続期間に関する基準	該当なし	
② 設定され、又は移転される地上権、賃借権又は使用貸借による権利の残存期間に関する基準		
③ 設定され、又は移転を受ける権利が地上権又は賃借権である場合における地代又は借賃の算定基準及び支払の方法		
(4) 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件 その他農用地の所有権の移転等に係る法律事項		
① 農林地所有権移転等促進事業の実施により設定され、又は移転される農用地に係る賃借権又は使用貸借による権利の条件		
② その他農用地の所有権の移転等に係る法律関係に関する事項(※7)		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

目標:「地域内の農家数699戸(H17～H20平均値)を709戸に増加させることを目指す。」

評価:「計画最終年度の翌年度に、愛媛県農地整備課及び東温市農林振興課において、土地改良区総会資料を基に区域内の農家数の増加状況を検証していく。」

目標:「認定農業者25人(平成20年)を30人に増加させることを目指す。」

評価:「計画最終年度の翌年度に、愛媛県農地整備課及び東温市農林振興課において、東温市地域担手育成総合支援協議会の資料を基に区域内の認定農業者数の増加状況を検証していく。」

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
えひめけん 愛媛県(代表)	(") 平成21年度～平成25年度
とうおんし 東温市	

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
愛媛県農林水産部農地整備課	089-941-2111	089-912-2534	nouchiseibi@pref.ehime.jp
東温市産業建設部農林振興課	089-964-2001	089-964-4447	nourinshinkou@city.toon.ehime.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標 (上重信地区)		増加率等	増加率等の算出
農山漁村景観を活かした取組の増加	5回		計画区域内における事業の 実施を契機とした農山漁村 景観の維持・保全・利活用等の活動数の増加数(回) = 計画期間内の活動数(回) - 計画期間前の活動数(回) = 計画 5回 - 現況 0回 = 5回
事業活用活性化計画目標の設定根拠 計画地区の重信川周辺に存在する泉は今なお、農業用水や上水道の貴重な水源として利用されるとともに、動植物の生息空間として、流域の都市化が進む中で貴重な空間となっており、事業を契機として、地域農業の歴史・文化の再確認と自然環境の豊かさや憩いの場としての関心を高め、地域住民等と一体となった持続可能な保全活動を展開し、「人と自然」を大切にす魅力的な農村づくりを目指す。 よって、泉環境(農業用施設)の保全活動をととした地域の一体的な農村づくりとして、保全活動回数を目標として設定する。			
事業活用活性化計画目標 (牛湫西地区)		増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保	(7.5) 7.2ha		計画区域内における農業用排水施設等の機能の確保(ha) = 計画期間内に農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され機能が確保された (7.5) 農地の面積(ha) = 7.2ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠 ほ場整備に伴う排水路の改良により、農業用水の安定供給と、計画区域内の排水管理を計画的に行う事が可能となり、農業用排水施設の機能の確保が可能となるものである。 よって、ほ場整備に伴う排水施設の整備により、機能が確保された農地面積を目標として設定する。			

II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望 額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
景観・生態系保全整備	上重信地区	泉及び周辺整備	泉等 連結自然石護 岸 練石積護岸 L=940m	H21～H25	東温市	(150,000) 127,500	(75,000) 63,750	50%	(75,000) 63,750	里山的自然環境が残る泉やその周辺を、それらに配慮した整備を行うことにより、農業用水源の確保や景観・自然環境の保全を図る。また事業を契機として、地域住民一体となった環境保全に向けた取組を実施することにより、地域の歴史・文化・自然環境を大切にする魅力ある農村づくりを目指し、近年ほほ横ばいで推移している地域内の農家数699戸(H17～H20平均値)を709戸に増加させることを目標に定住の促進を図るものとする。
基盤整備	牛湫西地区	区画整理	区画整理 (7.5) A=7.2ha	H23～H25	東温市	(140,000) 72,600	(70,000) 36,300	50%	(70,000) 36,300	ほ場整備に伴う用排水路の改良により、農業用水の安定供給と、計画区域内の用排水管理を計画的に行う事が可能となり、農業用排水施設の機能の確保が可能となる。ほ場整備により効率的・安定的な経営体の育成環境を整えることで、担い手が定着できる農業経営を確立し、地区内の認定農業者数25人(平成20年)を30人に増加させることを目標に、定住の促進を図るものとする。
合 計						(290,000) 200,100	(145,000) 100,050		(145,000) 100,050	

Ⅲ 優先枠を活用する事業に関する事項: 該当無し

(交付対象事業別概要)

優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	
優先枠の種類	優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠			
優先枠成果指標の設定根拠			
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性	

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	愛媛県 愛媛県東温市	
計画期間 実施期間	平成21～平成25 平成21～平成25	総事業費(交付金) 200,100千円(100,050千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	<input type="radio"/>	【上重信】農業用水の持つ多面的機能や農村景観により農業振興との調和の取れた定住環境を整備し農村の活性化を目指しており、法及び基本方針に適合している。 【牛湫西】定住の促進に資する農業用排水施設の機能を確保すべく、ほ場整備に伴う農業用排水路の改良により、農業用水を安定して供給する環境を整えることで担い手が定着できる農業経営を確立し、認定農業者の増加を目指しており、法及び基本方針に適合している。
市町村総合計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	<input type="radio"/>	東温市建設計画、土地改良事業計画等との整合が図られている。【上重信・牛湫西】
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか 活性化計画の策定にあたり、女性の意見や提案などを聞く機会を設けているか	<input type="radio"/>	関係土地改良区や自治会等に女性も含め事業概要を説明し、合意形成されている。【上重信・牛湫西】
事業の推進体制は確立されているか	<input type="radio"/>	関係土地改良区・自治会等で構成される推進委員会を設置し、推進体制は整っている。【上重信・牛湫西】
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	<input type="radio"/>	【上重信地区】地域の自然の豊かさの再確認と自然環境への関心を高め、地域住民等と一体となった持続的な保全活動を展開し、「人と自然」が共生する快適な農村づくりによる農村の活性化を目指しており、整合が図られている。 【牛湫西地区】ほ場整備による用排水路の改良により、定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能を確保を図り、用排水管理を計画的に行う事が可能となり、農業生産性の向上や農業経営の安定により、地域農業を活性化させ、認定農家数を増加させることで、定住の促進を図る事から整合性が確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	<input type="radio"/>	自然環境・景観に配慮する事業であるため、単年度の実施可能な事業量と保全活動を考慮して実施期間を5年、計画期間5年としたものであり、ともに適切である。又、基盤整備においても実施期間を3年、計画期間を3年としており、ともに適切である。【上重信・牛湫西】
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	<input type="radio"/>	交付金要望額 = 100,050千円 交付限度額 = 事業費 200,100千円 × 交付額算定交付率 50% = 100,050千円であり、範囲内である。【上重信・牛湫西】

2 個別事業について (上重信地区)

項 目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当無し
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	農林畜水産業関係補助金等交付規則(平成20年農林水産省令第5号)により、護岸(空石積み)20年、井戸(コンクリート)20年、しがら工(木製)5年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	費用対効果算定要領 第2の3により、投資効率を1.0とみなす。(事業メニュー-58)
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果算定要領 第2の3により、投資効率を1.0とみなす。
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	「実施要領別表2」要件類別11の通り、市が行う土地改良事業であり、環境創造区域内の施設整備である上、事前に「環境創造型事業検討委員会」を立ち上げ、自然環境の保全と再生に向けて取組み、地域住民等による土地改良施設等の維持管理活動を促進する体制が整っている地域であり、土地改良施設の保全又は保全活動に資することが認められるため、要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	個人に対する交付ではない。 東温市が施工し、関係土地改良区及び地域住民等と一体となり持続的な保全活動を展開するため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当無し
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当無し
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当無し
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当無し
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	保全活動に携わる女性関係者からも運営等にする聞き取りを行っている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領や過去の土地改良工事の実績に基づき算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	保全対象種と湧水の助長という環境配慮ポイントに留意し、水路区間全てを空石積護岸(連結自然石工法)で整備せず、練石積護岸を採用するなど、環境配慮内容に併せて対策工法を使い分け、コスト縮減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当無し
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当無し

整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	該当無し												
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	施設用地は、既存農業用施設の改修のため、大規模な用地の確保は必要ないが、一部購入する可能性もあり、必要に応じて適切に交渉を行い用地を確保する予定である。												
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当無し												
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か														
<table border="1"> <tr> <td>処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか</td> <td>—</td> <td>該当無し</td> </tr> <tr> <td>地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか</td> <td>—</td> <td>該当無し</td> </tr> </table>	処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当無し	地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当無し								
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当無し												
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当無し												
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか														
<table border="1"> <tr> <td>地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか</td> <td>—</td> <td>該当無し</td> </tr> <tr> <td>生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか</td> <td>—</td> <td>該当無し</td> </tr> <tr> <td>1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか</td> <td>—</td> <td>該当無し</td> </tr> <tr> <td>6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか</td> <td>—</td> <td>該当無し</td> </tr> </table>	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当無し	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当無し	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当無し	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当無し		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当無し												
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当無し												
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当無し												
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当無し												
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	東温市において、起債計画に関して十分な検討・調整を行っており、予算措置は適正に行われている。												
入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	○	東温市財務規則に基づき入札を行うこととしており、適切である。												
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか														
<table border="1"> <tr> <td>維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)</td> <td>○</td> <td>関係する土地改良区において、維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか</td> <td>—</td> <td>該当無し</td> </tr> </table>	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	関係する土地改良区において、維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当無し								
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	関係する土地改良区において、維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。												
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当無し												
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当無し												
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	—	該当無し												

2 個別事業について (牛淵西地区)

項 目	チェック欄	判 断 根 拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当無し
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	農林畜水産業関係補助金等交付規則(平成20年農林水産省令第5号)により、水路(鉄筋コンクリート)30年、整地、農道(土造、その他)20年である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	費用対効果算定要領及び土地改良の効果算定マニュアルに基づき、適切に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	土地改良の効果算定マニュアルに基づく算定により、総費用総便益比=1.87>1.00
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	「実施要領別表2」要件類別6の通り、市が行う土地改良事業であり、事業メニュー欄⑤の受益面積が5ha以上である事から要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	個人に対する交付ではない。 東温市が施工し、関係土地改良区及び地域住民等と一体となり営農活動を展開するため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	該当無し
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	該当無し
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	該当無し
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	該当無し
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	女性耕作者からも営農等に関する聞き取りを行っている。
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	○	土地改良事業等請負工事価格積算要領や過去の土地改良工事の実績に基づき算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	○	石積み等の地区内資源の利活用を図りコスト縮減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当無し
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	該当無し

整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	—	該当無し												
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	換地計画に基づき配置するため問題はない。												
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用(平成19年8月1日付け19企第102号農林水産省大臣官房長通知)に定める基準を満たすとともに、その必要性について十分に検討しているか	—	該当無し												
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か														
<table border="1"> <tr> <td>処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか</td> <td>—</td> <td>該当無し</td> </tr> <tr> <td>地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか</td> <td>—</td> <td>該当無し</td> </tr> </table>	処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当無し	地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当無し								
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	該当無し												
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	該当無し												
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか														
<table border="1"> <tr> <td>地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか</td> <td>—</td> <td>該当無し</td> </tr> <tr> <td>生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか</td> <td>—</td> <td>該当無し</td> </tr> <tr> <td>1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか</td> <td>—</td> <td>該当無し</td> </tr> <tr> <td>6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか</td> <td>—</td> <td>該当無し</td> </tr> </table>	地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当無し	生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当無し	1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当無し	6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当無し		
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	—	該当無し												
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	—	該当無し												
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用と所得を生み出す施設であるか	—	該当無し												
6次産業化や女性参画の促進に寄与する施設であるか	—	該当無し												
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	東温市において、起債計画に関して十分な検討・調整を行っており、予算措置は適正に行われている。												
入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	○	東温市財務規則に基づき入札を行うこととしており、適切である。												
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか														
<table border="1"> <tr> <td>維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)</td> <td>○</td> <td>関係する土地改良区において、維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。</td> </tr> <tr> <td>収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか</td> <td>—</td> <td>該当無し</td> </tr> </table>	維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	関係する土地改良区において、維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。	収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当無し								
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	関係する土地改良区において、維持管理計画書を策定し、これに従い適正に管理を行う。												
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当無し												
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	該当無し												
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	—	該当無し												